

授業料、諸会費等について

このページでは、保護者の方向けに授業料、諸会費等に関する内容を掲載しています。ご家庭の状況によって、ご負担内容や受けられる支援内容が異なりますのでご注意ください。

いずれの制度も複雑なため、このページでは概要のみを掲載しています。各制度の詳細、ご不明な点、ご相談したい点等ありましたら、お気軽に学校の事務室へお問い合わせください。

1 授業料（就学支援金関係）

◆平成26年度以降に入学した生徒

平成26年度以降の入学者については、**授業料を徴収**します。

ただし、保護者の市町村民税所得割額と都道府県民税所得割額の合計が50万7,000円未満の世帯に対しては、原則として授業料相当額の「**就学支援金**」が支給されます。

「就学支援金」を受け取るには、申請書、所得を証明できる書類（課税証明書等）等をご提出いただく必要があります。

なお、就学支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する仕組みになっています。

そのため、「就学支援金」の支給対象者は、生徒自らが授業料を学校に納める必要がない代わりに、「就学支援金」が現金や口座振込の形で生徒の手元に届くこともありません。



※保護者の市町村民税所得割額と都道府県民税所得割額の合計が50万7,000円以上の場合、「就学支援金」を受け取ることができないため、月額9,900円の授業料をご負担いただくことになります。

2 諸会費

諸会費とは、学年費、生徒会費、PTA会費、図書費等を総称したものをいいます。授業料とは別に、生徒一人ひとりから諸会費を徴収させていただき、学校行事や環境改善をはじめとした、生徒がより良い学校生活を送るための経費に充てています。

お支払い方法は、6月の年1回になりますが、入学手続きの際にご指定いただいた口座からの引き落としとなります。

なお、残高不足等により、引き落としができなかった場合には、後日、事務室へ現金を直接お持ちいただくことになってしまいますので、ご注意ください。

※ご家庭の経済状況（生活保護世帯、生活保護に準じる世帯等）によっては、一部の費目が免除となる場合があります。

3 奨学給付金

平成26年度以降の入学者がいる世帯を対象に、授業料以外の教育に必要な経費に充てることを条件とした、返還の必要がない給付金を支給する制度です。

給付対象者及び給付額の概要は次のとおりです。

◆生活保護受給世帯

年額32,300円

(修学旅行費として)

◆市町村民税所得割額と都道府県民税所得割額の合計が非課税の世帯

年額80,800円 又は 129,700円

(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等として)

4 その他

修学旅行費、教科書代、制服代など、その都度徴収する費用があります。徴収の都度ご案内をいたしますので、案内に従ってお支払いください。